国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部を改正する省令

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和二年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ ２　この省令において、「特別新事業開拓事業者」とは、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第二条第二号に定める者をいう。 ３　［略］	（定義） **第二条**　［略］ ２　この省令において、「特別新事業開拓事業者」とは、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第二条第二号又は第三号に定める者をいう。 ３　［略］
（経営資源活用の共同化に関する調査） **第三条**　経済産業大臣は、法第四十八条第二号の規定に基づき、毎年度、次の各号に掲げる事項の実施の状況について調査を行うことができる。 一～四　［略］ 五　経営資源活用共同化推進事業者と特別新事業開拓事業者との間における技術の保持に係る契約 ２　［略］	（経営資源活用の共同化に関する調査） **第三条**　経済産業大臣は、法第四十八条第二号の規定に基づき、毎年度、次の各号に掲げる事項の実施の状況について調査を行うことができる。 一～四　［略］ 五　経営資源活用共同化推進事業者と特別新事業開拓事業者との間における技術上の秘密又は技術上のデータの保持に係る契約 ２　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。